| | | 日 | 号外 | ページ |
|---|---|---|---|---|
| 二一九 | 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示 | 二一 | 107 | 三四 |
| 二三〇 | 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示 | 二一 | 107 | 三七 |
| 二三一 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件 | 二二 | 108 | 一〇 |
| 二三二 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する登録試験検査機関の登録事項を変更した旨の届出があった旨を公示する件 | 二五 | 二 | 四 |
| 二三三 | 生物学的製剤基準の一部を改正する件 | 二五 | 111 | 三六 |
| 二三四 | 平成三十年産あへんの納付期限を定めた件 | 二八 | | 四 |
| 二三五 | 使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示 | 二九 | 113 | 三七 |
| 二三六 | 医療法施行規則第九条の二十三第一項第七号ロの規定に基づき高難度新規医療技術について厚生労働大臣が定める基準及び医療法施行規則第九条の二十三第一項第八号ロの規定に基づき未承認新規医薬品等を用いた医療について厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示 | 三〇 | 114 | 六七 |
| 二三七 | 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件 | 三〇 | 115 | 一 |
| 二三八 | 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件 | 三一 | | 六 |
| 二三九 | 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件 | 三一 | 116 | 四二 |
| | **〇農林水産省** | | | |
| 九七一 | 卸売業者の合併について認可した件 | 一 | | 五 |
| 九七二 | 租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件 | 一 | | 六 |
| 九七三 | 農作物基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件 | 一 | | 六 |
| 九七四 | 収穫基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件 | 一 | | 六 |
| 九七五―九八二 | 保安林の指定をする件 | 一 | | 六 |
| 九八三―九八七 | 〃 | 二 | 96 | 一九 |
| 九八八―一〇〇四 | 保安林の指定を解除する件 | 二 | 96 | 一九 |
| 一〇〇五―一〇〇一 | 保安林の指定施業要件を変更する件 | 二 | 96 | 二〇 |
| 一〇〇一―一五 | 保安林の指定をする件 | 七 | | 四 |
| 一〇〇一六―一〇〇二二 | 保安林の指定施業要件を変更する件 | 七 | | 五 |
| 一〇〇二三―一〇〇三七 | 保安林の指定をする件 | 八 | | 四 |
| 一〇〇三八―一〇〇四四 | 〃 | 九 | | 四 |
| 一〇〇四五―一〇〇五七 | 保安林の指定施業要件を変更する件 | 九 | | 五 |
| 一〇〇五八 | 肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件 | 九 | 99 | 二 |
| 一〇〇五九 | 肥料の登録の有効期間を更新した件 | 一〇 | | 一 |
| 一〇〇六〇 | 肥料の登録が失効した件 | 一〇 | | 四 |
| 一〇〇六一―一〇〇七一 | 保安林の指定をする件 | 一〇 | | 五 |
| 一〇〇七二―一〇〇七八 | 〃 | 一一 | | 五 |
| 一〇〇七九 | 肥料を登録した件 | 一一 | | 六 |
| 一〇〇八〇―一〇〇九〇 | 保安林の指定をする件 | 一四 | | 二 |
| 一〇〇九一 | 保安林の指定を解除する件 | 一四 | | 四 |
| 一〇〇九二―一〇一〇七 | 保安林の指定施業要件を変更する件 | 一五 | | 三 |
| 一〇一〇八 | 〃 | 一六 | | 一 |
| 一〇一〇九 | 肥料を登録した件 | 一六 | | 二 |
| 一〇一一―一〇一一〇 | 農薬を登録した件 | 一六 | | 二 |
| 一〇一一一 | 農薬を再登録した件 | 一六 | | 二 |
| 一〇一一三 | 農薬の登録が失効した件 | 一六 | | 四 |
| 一〇一一四―一〇一二二 | 保安林の指定をする件 | 一八 | | 八 |
| 一〇一二三 | 種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件 | 二二 | | 五 |
| 一〇一二三 | 保安林の指定をする件 | 二二 | | 七 |
| 一〇一二四―一〇一三四 | 保安林の指定施業要件を変更する件 | 二二 | | 七 |
| 一〇一三五 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件 | 二二 | | 五 |